

令和8年度
「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立大和川中学校

(R7.11 改訂)

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「命の学習」として平和維持学習や「身近な平和」「すべての生徒が安全で安心して通える学校」「自ら学び創造する元気でたくましい思いやりのある生徒」育成のために「大和川中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 生徒の様子の変化に対し、本人への確認と継続した声掛けをする。
- ② 休み時間等の巡回活動を徹底する。
- ③ いじめアンケートや教育相談で全員にいじめについて確認する。
- ④ 懇談においてもいじめについて確認する。
- ⑤ ③④については、本人だけではなく、そのような事象を見たり、聞いたりしたことがないか確認する。

3. いじめの未然防止についての取組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。また、未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるということから始まる。

(1) 年間計画

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 | 全校生 |
|----|---|---|---|---|
| 前期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級集団作り ○ 宿泊オリエンテーション ○ 教科を通じての集団行動 ○ 地域清掃 ○ 自己をみつめる | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級集団作り ○ 一泊移住 ○ 教科を通じての集団行動 ○ 地域清掃 ○ 自己をみつめる ○ 性教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級集団作り ○ 修学旅行 ○ 体験活動 ○ 教科を通じての集団行動 ○ 進路学習 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害調査(各担任より) ○ 新入生対面式 ○ いじめアンケート調査(毎月) ○ 教育相談 ○ 懇談 ○ 生徒会活動 ○ 特別支援教育学習 ○ 平和維持・人権学習 ○ 被害調査アンケート |
| 後期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行の取組 ○ 性教育 ○ 平和維持学習 ○ 地域清掃 ○ 進路学習 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行の取組 ○ 人権教育 ○ 進路学習 ○ 地域清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 3年間のまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 合唱コンクールの取り組み ○ 文化発表会の取り組み ○ 体育大会の取り組み ○ 被害調査アンケート ○ いじめアンケート調査(毎月) ○ 教育相談 ○ 生徒会活動 ○ 平和維持・人権学習 ○ お別れ会 ○ 中学校紹介冊子 ○ 教育相談 ○ 懇談 |

(2) 授業改善について

○『学びのある授業づくり』の推進

- ・協働的学びを中心にした授業を行い、対等で尊重しあう関係を築き、学力の向上とともに、いじめの未然防止につなげる。
- ・授業の際、発言または行為などでいじめにつながると判断した時はその場でその発言、行為をやめさせ指導する。

○校内授業研修会の計画および実施

- ・授業を公開することで、客観的に生徒の様子を理解しあい、問題を感じれば早急に対処する。
- ・研究授業を行うことで、教員の授業力の向上をはかる。

(3) いじめ防止対策研修会の実施

- ・教育委員会主催の生活指導研修会(いじめ対策)を教職員が受講
- ・大阪市の現状や大阪市いじめ対策基本方針を確認し、未然防止・早期発見につとめる。

(4) 「いじめアンケート」の実施

- 不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけ、取組みの効果検証をする。
- 調査については、月に1回実施する。

※学習者用端末（スマートスクール）で入力

○アンケートの集計等をクラス→学年→生活指導部で行い、その結果をいじめ防止委員会にて協議する。

(5) 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- 学級委員会で各クラスの情報を共有する中で、いじめや気になる生徒について生徒の目から感じたことの情報交換をはかる。
- 生徒会が主体となり、いじめ防止啓発活動を継続して行う。
- ポスターを掲示する等、未然防止につとめる。

(6) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- 道徳の時間を利用し、本またはDVDを用い、いじめについて考えさせる。
- 人格を尊重することの大切さを、道徳・総合の時間を利用し教材を用いて考えさせたり、行事などを通し考えさせる。
- 学校内外の行動について、学級指導に加え、学年集会・全校集会で確認する。

(7) いじめ防止委員会の設置

○構成メンバー

校長(委員長)、教頭、各学年主任、生徒指導主事、生活指導部長、

※なお、状況に応じて緊急的な組織→拡大的な組織と構成員を限定、また増やしたりすることもある。

○委員会の主な内容

- ・ケース会議
- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組みの実施、進捗状況の確認、定期的な検証
- ・「いじめアンケート」の結果検証

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・ 生徒のささいな変化に気づくこと。
- ・ 気づいた情報を確実に共有すること。
- ・ 情報に基づき速やかに対応すること。

(1) いじめ調査アンケート

- 調査については月に1回、学習者用端末を用いて行う。
- 入力後→確認、検証

(2) 教育相談

- いじめ調査アンケートを実施し、それらを踏まえて、教育相談を行う。
 - 7月、8月、12月、3月の年間4回行う。
 - 教育相談で気づいた情報を集約し、学年で共有する。必要に応じて、全職員で共有する。
 - いじめ調査アンケートの内容によっては、教育相談を待たずして、緊急に行うこともある。
 - 教育相談の場のみに関わらず、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化に気づき、適宜声かけをする。
欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連携等
- ※ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守りとおすとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめが予測されると、即、被害生徒から聞き取りを行い、その状況から関連生徒および加害生徒から聞き取りを行う。この聞き取りは、担任、学年教員および生徒指導主事、生活指導部長も入り、その状況を把握する。
- ② 事実確認にズレがある場合は、時間をかけて関連生徒、周辺生徒からの聞き取りを密にし、整合性をはかる。
- ③ ①②のあと、加害生徒に対し、行為に対して考えを聞き、今の気持ちを聞き、十分な反省が見られないときは、様々な角度から話をし、反省をうながす。
- ④ 十分な反省が見られたうえで、保護者（加害生徒）へ連絡する。場合によっては来校してもらおう。被害生徒の保護者にも連絡し、場合によってはお互いに話し合いの場を設定する。
- ⑤ 必要に応じて、警察との連携をはかる。

<指導の流れ>

- ✓ 被害生徒から事実確認をする。（担任・学年）
- ✓ 加害生徒から事実確認をする。（担任・学年）
- ✓ 被害生徒に関する、ある程度公平な見方のできるクラス生徒に事実確認をする。（担任・学年）
- ✓ 被害生徒・加害生徒の保護者に聴き取りした内容を伝え、今後の学校としての対応を伝える。（担任・学年）
- ✓ いじめの事実を認める。【事実認定】
 - ※いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集。（無記名でアンケート調査など）
- **管理職、（生徒指導主事）に報告**
- ✓ 被害生徒と加害生徒の事実確認した内容をすり合わせる。（担任・学年）
- ✓ 今後の指導方針について確認する。（担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職）
 - ※必要に応じて、いじめ防止委員会を設ける。
- ✓ 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者に来校を求める。（担任）
 - ※両保護者が鉢合わせにならないように配慮する。
- ✓ 事実確認した内容について説明をする。（担任・学年）
- ✓ 今後のことについて確認する。加害生徒に関して、状況、反省態度、被害程度等を考慮して、期間を設け、別室指導をする。またその旨を本人と保護者に伝える。（担任・学年）
- ✓ 必要に応じて、関係諸機関（警察・子ども相談センター・サポートセンター）との連携を行う。（生徒指導主事）
- ✓ 別室指導（学年・生活指導部長・生徒指導主事）

<被害生徒のケア>

- ✓ 加害生徒の様子・反省の度合いを見て、教室に戻す日程を考える。（担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事）
- ✓ 被害生徒の保護者、加害生徒の保護者にこれまでの指導経過を説明する。（担任・学年）
- ✓ 被害生徒宅への謝罪。必要に応じて教師も付き添う。（担任・学年・生徒指導主事）
 - ※謝罪の場を学校で行うこともある。
- ✓ 今後ない事を確認し、後日より入室させることを伝える。（担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事）
- ✓ 入室、一日の様子を見る
- **全教職員への報告、いじめ防止委員会にて検証**